

農林水産省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「農林水産省政策評価結果（平成17年度政策の評価結果）」（平成18年7月14日付け18企第159号による送付分）における実績評価方式による16件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

（1）実績評価方式による政策評価について

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注1、2）。

○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合について

実績評価方式による政策評価は、目標の達成度合いについて評価することが基本であり、目標を達成するために実施する具体的な事務事業等が当然に評価・検証の対象とされるわけではないが、実績評価方式による政策評価において、それらについての評価・検証が行われている場合には、その評価・検証がどのような質の情報を提供するものであるかが重要となる。

この審査においては、次のような場合にそれぞれ点検を行っている。

① 個々の事務事業等の有効性、効率性等について評価・検証が行われている場合に、それがどのような質の評価情報であり、どのような評価結果に結び付いてい

るのか。

- ② 個々の事務事業等に係る予算要求や機構定員要求への具体的な反映方針が示されている場合には、評価結果としてどのような情報が提供されており、それがどのような質の評価情報であるのか。

3 審査の結果

(1) 実績評価方式による政策評価についての審査

「農林水産省政策評価結果（平成17年度政策の評価結果）」における実績評価方式による16件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(2) 実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証についての審査

農林水産省では、実績評価方式による政策評価を補完するものとして、個々の政策手段（予算事業等）を対象に、その必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を行う政策手段別評価を実施している。

農林水産省が実施した政策手段別評価（21 政策手段）について、審査（事実確認の整理結果）を行った。

審査結果は、別添「政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合の審査結果整理表」参照。

（全体注）各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の 設定の有 無	
1	食品産業の競争力の強化	○	国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、食品産業の競争力の強化を図る	C					
		○	目標① 食品製造業者と農業との連携の促進		1	国内農業者等と契約による原料調達を行っている食品製造業者（事業所）の割合	CM	60%	○
		—	目標② 食品流通の効率化 卸売市場の整備や、ユビキタス・コンピューティング技術、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化 〔 労働生産性の向上等に関する指標値が過去の実績を上回るかどうかを基本としつつ、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に判断する 〕		0 (参考指標2)	(参考指標) 飲食品卸売業者1人・1時間当たりの販売額 (参考指標) 飲食品小売業者1人・1時間当たりの販売額	CM CM	/	/
2	主要食糧の需給の安定の確保	○	主要な食糧である米麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する	C					
		—	目標① 備蓄運営等消費者への米の安定的供給		1	不作時（作況98以下）消費者への主食用等供給量（平成17/18年の需要量853万トン）の確保 平常時・豊作時（作況99以上）市場ニーズに応じた買入、売渡を通じた備蓄運営の円滑な推進	(CM) P	不作時 853万トン確保 平常時・豊作時 備蓄運営の円滑な推進	— 〔17年産米の作況101（平常時・豊作時）〕
		○	目標② 需要に応じた売れる米づくり a 都道府県、地域段階における生産目標数量の配分要素 b 情報提供の体制 c 需要に応じた米づくりの取組状況 d 流通の多様化 e 豊作時における、過剰米の適切な区分出荷 〔 評価にあたってはa～dの視点を基本とし、豊作時においてはeの取組状況を加味して、総合的に評価を実施する 〕		5	a 都道府県、地域段階における生産目標数量の配分について、一律的配分から販売戦略要素を用いた設定の割合 b JA等による地域レベルでの情報提供の実施率及びその伝達頻度 c 地域水田農業ビジョンにおいて、需要に応じた米づくりの取組 d 生産者からの出荷先の内訳の割合 e 無利子短期融資の仕組みを活用した過剰米の区分出荷	P P CM CM CM	前年度より増加すること 情報提供の実施率が前年より高くなること及び伝達頻度が増加すること 前年度より増加すること 前年に比べて多様化すること 過剰米が適切に区分出荷されること	○ ○ ○ —
		○	目標③ 民間流通を通じた需要に応じた良品小麦生産の推進 小麦の需要と生産のミスマッチ率を基準値より半減する		1	小麦の需要と生産のミスマッチ率	CM	基準値（13.6%）より低減	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
3	食の安全 及び消費 者の信頼 の確保	○	消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること	C					
		○	目標① 食品の安全性の確保 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の有害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する		1	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の有害要因（カドミウム）の摂取量	CM	PTWI : 7mcg/kg- bw/wk	○
		○	目標② 家畜伝染病等の対策 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする		1	国内における家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生数 家畜伝染病及び特定疾病が発生した際の法令等に基づくまん延措置の状況	CM	家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止 まん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする	○
		○	目標③ 植物防疫対策 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする		1	植物検疫（水際対策）の実施状況国内における新たな病害虫の発生件数 当該病害虫が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況	CM	我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止 まん延防止措置が適切にできていない事例件数を0件とする	○
		○	目標④ 遺伝子組換え農作物の環境リスク 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合にカルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する		1	カルタヘナ法に基づく緊急措置の発動件数	CM	0件	○
		○	目標⑤ 消費者の信頼の確保 食品表示の遵守状況の確実な改善		1	不適正表示率	CM	2割削減	○
4	望ましい 食生活の 実現に向 けた食育 の推進	○	食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進し、望ましい食生活の実現を図る	C					
		○	目標① 一般消費者の「食事バランスガイド」の認知度について、平成17年度は20%、平成22年度は50%を目標値とする		1 (参考 指標1)	食事バランスガイドの認知度 (参考指標) 「食事バランスガイド」を認知している人のうち、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	CM	50%	○
		○	目標② 食育推進ボランティアの延べ活動日数について、平成22年度は16年度実績の2倍増（40,000人日/年）を目標値とする		1	食育推進ボランティアの延べ活動日数	CM	40,000人	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値等の 設定の有無	
5	国産農畜産物の競争力の強化	○	消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立する	C					
		○	目標① 米の生産コストを25%低減する	1	米60kg当たり生産コスト	CM	13.0千円/60kg	○	
		○	目標② 大豆の生産コストを3割程度低減する	1	大豆60kg当たり生産コスト	CM	17.2千円/60kg	○	
		○	目標③ 生乳生産コストを2割程度低減する	1	生乳100kg当たり労働費	CM	1,689円/100kg	○	
		○	目標④ 肉用牛生産コストを2割程度低減する	1	生体100kg当たり労働費	CM	9,394円/100kg	○	
		○	目標⑤ 飼料作物生産コストを3割程度低減	1	1TDNkg当たり生産費用価	CM	33円/TDNkg	○	
		○	目標⑥ 加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェアを30%とする	1	麦の新品種の作付面積のシェア（都府県）	CM	30%	○	
		○	目標⑦ 指定野菜の加工向け野菜の出荷数量が前年を超えること	1	指定野菜の加工用向け出荷数量	CM	前年を超えること	○	
6	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	○	我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制を構築する	C					
		○	目標① 持続性の高い農業生産方式を導入したエコファーマー認定件数の増加	1	エコファーマー認定件数	CM	100,000件	○	
		○	目標② 家畜排せつ物の地域内利用の計画的な推進	1	地域環境保全型農業推進方針策定市町村率	P	63%	○	
7	意欲と能力のある担い手の育成・確保	○	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する	C					
		○	目標① 担い手の育成・確保	1	農業経営改善計画の認定数	CM	30.8万経営体	○	
		○	目標② 担い手（家族農業経営及び法人経営）への農地利用集積の促進	1	担い手への農地利用集積面積	CM	250万ha	○	
		○	目標③ 人材の育成・確保	1	新規就農青年数の確保者数	CM	12千人/年	○	
8	担い手への経営支援の条件整備	○	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する	C					
		○	目標① 効果的・効率的な普及事業の推進	2	担い手の育成に係る普及指導センターの目標達成割合	CM	100%	○	
						技術の普及に係る普及指導センターの目標達成割合	CM	100%	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		<p>目標② 農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言</p> <p>〔 指標を踏まえ、その運営に対する国の指導・助言を総合的に判断する 〕</p>		4	<p>a 組合員に十分なメリットを還元する事業運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産資材コストが現状より低下すること 	CM (P)	<p>「生産資材コスト低減チャレンジプラン」における重点取扱事項11項目のうち過半数以上で取扱量が増加</p>	○	
					<ul style="list-style-type: none"> ・営農指導機能が現状より強化されること 		<p>統一的な資格認証制度を導入した都道府県農業協同組合中央会数の増加</p>		
					<p>b 農協合併の促進及び組織運営体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併構想の早期実現と経営管理体制の強化 		CM (P)		<ul style="list-style-type: none"> ・合併の促進に伴う総合農協数の進展 ・経営管理委員会制度を導入した農協数の増加
					<p>c 信用事業の健全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率4%以上を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ・破たん時において迅速に貯金者の保護を図ること 				CM (P)
		<p>d 共済事業の健全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払余力比率200%以上を確保すること 	CM (P)	早期是正措置の発動がないこと					
—	<p>目標③ 被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適切な運用</p> <p>災害発生時において、早期に共済金の支払いをすること</p>		1	<ul style="list-style-type: none"> ・再保険金の支払い状況 ・損害の認定から再保険金の決定までの事務処理を30日以内で行った率 	CM (P)	—	—		
9	農地、農業用水等の整備・保全	<p>農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する</p>	C						
	○	<p>目標① 優良農地の確保・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の減少傾向に歯止めをかける ・被害の発生するおそれのある農用地を減少させる 		2	<p>農用地区域内の農地面積</p>	CM	405万ha	○	
	○				<p>防災事業の実施により湛水等の災害から一定水準の安全性が確保された農用地の延べ面積</p>	CM	76万haに減少（延べ面積）	○	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		○	目標② 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 基盤整備の完了地区において、農地流動型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合の増加		1	意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合	CM	20ポイント以上の増加を確保	○
		○	目標③ 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保 安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保する		1	各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保	CM	9,488km	○
		○	目標④ 農地海岸の保全・海辺の再生 津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長の増加		3	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の面積 地震時に防護施設の崩壊による水害が発生するおそれのある農地等の面積 失われた自然の海辺のうち回復可能な自然の海辺の中で再生した海辺の延長	CM CM CM	2.2万haに減少 6,700haに減少 53kmに増加	○ ○ ○
10	都市との共生・対流等による農村の振興	○	都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等によるむらづくりの推進等により、農村地域の振興を図る	C					
		○	目標① 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興		2	農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数 都市的領域における市民農園の区画数	CM CM	延べ3,000万人泊に増加 15万区画に増加	○ ○
		○	目標② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進		1	中山間地域の戸当たり農家総所得	CM	485万円	○
		○	目標③ 景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現		3	景観農業振興地域整備計画の策定数 農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境の質の向上に関する住民満足度	P CM CM	50地区 52%に向上 100%	○ ○ ○
11	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	○	森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る	C					
		○	目標① 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進		1	次の指標を満たす割合（各指標の達成率平均値で達成度を把握） (7) 水土保全機能 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 (4) 森林の多様性 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合	CM (CM) (CM)	100% (66%) (35%)	○ /

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
					(7) 森林資源の循環 利用 育成林において、 安定的かつ効率的な 木材供給が可能とな る資源量	(CM)	(9億6千万 m ³)	
		○	目標② 国際的な協調の下での森林の有する多 面的機能の発揮に向けた取組の推進	1	海外における持続可能 な森林経営への寄与度	CM	100%	○
		○	目標③ 山地災害等の防止 5年間で4千集落を対象に、周辺の森林 の山地災害防止機能等が確保された集落 の数を増加させる	1	周辺の森林の山地災害 防止機能等が確保され た集落の数	CM	5万2千集落	○
		○	目標④ 森林病虫害等の被害の防止	1	保全すべき松林を有す る都府県のうち、保全 すべき松林が適正に保 全されていると認めら れる（被害率が1%未満 の「微害」に抑えられ ている）都府県の割合	CM	100%	○
		○	目標⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な 利用の推進	1	森林内での自発的な活 動への参加団体数	CM	1,600団体	○
		○	目標⑥ 山村地域の活性化 〔山村地域の定住並びに都市と山村の共 生・対流について、新規定住者、交流人 口等の維持・向上を基本にしつつ全国的 な視点から総合的に有効性の判断をする〕	3	(1) 全国の振興山村地 域の中から抽出した市 町村に対し、新規定住 者数、交流人口、地域 産物等販売額について の指標のうちいずれか を満たす市町村の割合 の前年比 (2) 森林資源を積極的 に利用している流域の 数 (3) 山村地域の住民を 対象に、用排水施設な どの生活環境の整備を 行った時の受益者数	CM	前年度と比 べ維持・向 上している こと (かつ交流 人口につい ては抽出市 町村の住民 以上)	○
12	林業・木 材産業の 持続的かつ健全な 発展と木 材利用の 推進	○	林業・木材産業の健全な発展と木材利用 の推進による林産物の供給及び利用の確保 を図る	C				
		○	目標① 望ましい林業構造の確立 効率的かつ安定的な林業経営を担い得 る林業経営体・事業体数を増加させる	1	効率的かつ安定的な林 業経営を担い得る林業 経営体・事業体数	CM	2,800	○
		○	目標② 木材産業等の健全な発展及び林産物の 利用の促進 地域材の供給・利用量を拡大する	1	地域材の供給・利用量	CM	25,000千m ³	○
13	水産物の 安定供給 の確保	○	国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定 的に供給するため、限りある水産資源の適 切な管理と持続的な利用を確保する	C				
		○	目標① 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の 生産量の確保	1	生産量	CM	2,016千ト ン	○
		○	目標② 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力 量削減実施計画の早期策定）	1	漁獲努力量削減実施計 画の早期策定（半年以 内）達成率	CM	100%	○
		○	目標③ 国際機関による管理対象魚種及び漁業 協定数の維持・増大	1	管理対象魚種 漁業協定数	CM	70魚種 47協定	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
14	水産業の 健全な発 展	○	国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく	C					
		○	目標① 新規漁業就業者数の確保		1	新規漁業就業者数	CM	1,500人	○
		○	目標② 漁業経営改善計画の認定者数の確保		1	漁業経営改善計画の認定者数	CM	375経営体	○
		○	目標③ 消費地と産地の価格差の縮減		1	消費地と産地の価格差	CM	4.00倍以内	○
		○	目標④ 汚水処理人口普及率の向上		1	汚水処理人口普及率	CM	40%	○
		○	目標⑤ 津波・高潮等による災害から、一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減		1	一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積	CM	5千haに削減	○
15	食料・農 業・農村 に関する 国際協力 の推進	○	食料・農業・農村に関する国際協力の推進を通じて、世界の食料需給の安定に貢献する	C					
		○	目標① 飢餓・貧困の削減への貢献 ・農業の生産性・生産力の向上 ・農業所得、農村生活環境の向上 ・食料備蓄の確保 等		1	相手国の関係者を対象としたアンケート調査結果	CM	100%	○
		○	目標② 地球環境保全への貢献 ・砂漠化の防止 ・持続的な水資源の保全・利用 ・地球環境保全型農業の推進 等		1	相手国の関係者を対象としたアンケート調査結果	CM	100%	○
		○	目標③ 我が国の農業政策への理解の促進 ・農業の多面的機能への理解の促進 ・国際農業交渉等の円滑化 等		1	相手国の関係者を対象としたアンケート調査結果	CM	100%	○
		○	目標④ 突発的・大規模な問題への適切な対応 ・自然災害、紛争等からの復興 ・越境性疾病の防疫 等		1	相手国の関係者を対象としたアンケート調査結果	CM	100%	○
16	農林水産 物・食品 の輸出の 促進	○	農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する	C					
		○	目標① 攻めの農政の一環として、今後5年間で農林水産物・食品の輸出額を倍増させる		1	農林水産物・食品の輸出額	CM	6,000億円	○
合計	16政策 分野	○=16	C=16						
		○=52			70 (参考 指標3)	CM=65 P=5		○=67	

(注) 1 農林水産省の「農林水産省政策評価結果書（平成17年度政策の評価結果）」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	政策分野について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策分野の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）欄	あらかじめ政策効果に着目して設定された達成すべき目標を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=out<u>C</u>ome）はアウトカム、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「C I」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「CM」（=out<u>C</u>ome <u>M</u>easurable）はアウトカムで定量的な指標、「C I」（=out<u>C</u>ome <u>I</u>mmasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 農林水産省におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

農林水産省では、アウトプットとアウトカムとを厳密に区分することは困難であるものの、概念的には前者は「どれだけ施策を行ったか」、後者は「施策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか」という観点から両者を区分している。このため、総務省（行政評価局）の分類においてはアウトプット指標に分類されているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

<p>○ アウトプット指標分類⑤（行政活動の結果に起因して生じている減少や事態等）に該当する指標のうち、行政活動の結果によって直接その成果が発生するものではなく、国（独立行政法人及び特殊法人を含む。）以外の別の主体による活動によって成果がもたらされるもの</p>	<ul style="list-style-type: none">・農業協同組合系統組織の適切な運営に対する指導・助言に係る 4 指標・被災農家の経営の安定を図るための農業災害補償制度適切な運用に係る 1 指標
---	---

【政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合の審査結果整理表】

No.	政策手段名	得ようとした効果の明確性	把握した効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関	備考
1	物流管理効率化新技術確立事業	○	○	○	
2	地方卸売市場連携物流最適化推進事業	○	○	○	
3	食品専門小売等構造推進事業	○	○	○	
4	(目)総合食料対策調査等民間団体委託費のうち食品等の表示・規格関係分 (目)総合食料対策民間団体事業推進費補助金のうち食品表示適正化推進事業費	○	○	○	
5	ユビキタス食の安全・安心システム開発事業、ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業	○	○	○	
6	高生産性地域輪作システム構築事業	○	○	○	
7	果実生産出荷安定資金造成費補助金のうち果実需給安定対策事業	△	△	/	
8	農業競争力強化対策民間団体事業	△ (*)	△ (*)	/	*事業の実施方法について評価を実施したもの
9	農地保有合理化促進事業	○	○	○	
10	担い手農地情報活用集積促進事業	○	○	○	
11	革新的農業技術習得研修委託事業	○	○	○	
12	国営農地再編整備事業	△	△	/	
13	元気な地域づくり交付金のうちグリーン・ツーリズム、都市農業の振興	○	— (*)	/	*事業計画作成から原則3年後に目標年度を設定(17年度開始)
14	地域用水環境整備事業費補助	△	○	/	
15	森林計画推進委託費	○	○	○	
16	保安林整備管理事業	○	○	○	
17	林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金・木材産業の構造改革を推進する事業	△	△	/	※
18	水産物供給基盤整備事業費補助金のうち漁港漁場機能高度化事業	△	△	/	
19	資源回復等推進支援事業費補助金	○	○	○	
20	国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業	○	— (*)	/	*実証実験段階のため確立された成果はまだない
21	バイオマス生活創造構想事業	○	○	○	
計	21 政策手段	○=15 △=5	○=14 △=4	○=13	

(注) 1 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「—」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

2 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「—」の分類については、上記1のとおりとする。

3 「得ようとした効果と把握された効果の関連性」

「○」は、「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものを、「△」は、当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものを、「—」は、明らかにされていないものを表す。「/」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が明確でない(「△」又は「—」)ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。

4 「備考」

「※」は、政策評価総括組織が、事業主管課に対して、一層適切なアウトカムに着目した定量的な目標の設定や波及効果を測るために更に掘り下げた検証・分析を行うよう求めているものである。

政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合の審査結果

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				把握方法	得られた効果	
1	物流管理効率化新技術確立事業 【予算額】 17年度：99,800千円 【執行額】 17年度：99,800千円	財団法人食品流通構造改善促進機構を実施主体として、卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系について、産地・卸売市場・小売の各流通段階における実証実験を行う。 その実験で得られた結果を基に、作業省力化と情報伝達の正確性を測定・分析するとともに、その効果について総合的評価を行う。	【政策分野】 食品産業の競争力の強化 【政策目標】 卸売市場の整備や、ユビキタス・コンピューティング技術、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化 【政策手段による達成目標】 電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減可能とする。 17年度：物流作業コスト4分の1程度削減可能な青果物の効率的物流システムモデルの実証と課題の整理 18年度：物流作業コスト4分の1程度削減可能な水産物等の効率的物流システムモデルの実証と課題の整理 19年度：上記課題を踏まえた物流コスト4分の1程度削減可能モデルの構築（17、18年度の結果を踏まえ、卸売市場で活用できる実用モデルを開発する）	○実証実験の結果	○卸売業者における検品作業や情報入力作業等、仲卸業者における商品の場所把握や出荷検品等に要する作業時間の大幅な削減効果が得られ、青果分野での物流作業コスト4分の1程度削減可能モデルを構築することができた。また、実証実験の結果の分析により、電子タグの読み取り精度の改善など、生鮮食品流通における課題が明らかとなった。	【有効性、効率性の改善】 本事業は、国民に対し、安全で安心な食料の安定供給を確保するため、重要な課題となる流通コストの低減を図る事業であり、必要性が認められる。 卸売市場の青果分野において、物流作業コストの4分の1程度が削減可能なモデルを構築するなど目標を達成しており有効性は認められる。 最終年の目標達成に向け、明らかになった課題の解決などにより、事業の有効性、効率性の一層の改善に努めるべきである。
2	地方卸売市場連携物流最適化推進事業 【予算額】 16年度：75,000千円 17年度：67,500千円 【執行額】 16年度：71,867千円 17年度：64,911千円	地方の卸売市場における集荷量・品揃えの向上、流通の効率化、関係者の経営体質の強化を図るために、①産地、卸売市場、実需者等の地域の流通関係者による物流の最適化のための課題整理及び連携手法の検討を行うとともに、②個々の卸売市場において、従来、電話やFAXを用いて行われている受発注などの取引業務等について、卸売市場が連携して効率的に共同集荷等を行うための取引情報交換システムを開発し、これに基づく最適な物流方法の確立のため、実証試験を実施し、システムの実効性を検証。	【政策分野】 食品産業の競争力の強化 【政策目標】 卸売市場の整備や、ユビキタス・コンピューティング技術、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化 【政策手段による達成目標】 食品流通事業者1人・1時間当たりの食品販売額及び外食販売額の対前年比が過去5年間の平均増加率を上回る	○飲食料品卸売業者1人・1時間当たりの販売額	○実績値（17年度）：53,518円/人・時間 達成状況：本指標については、17年度実績値が53,518千円/人・時間と、前年度と比べ1.3%増加しており、労働生産性が向上している。	【有効性、効率性の改善】 食料供給のコスト低減を図る上で、流通の効率化は重要な課題となっており、特に整備が遅れている地方の卸売市場に対する実証事業の必要性は認められるが、今後はその効果を普及するための施策についても検討する必要がある。 また、目標を上回るなど一定の有効性は認められる。 今後、実証実験における課題の整理や連携の手法についての検討を十分に行った上で、事業の有効性、効率性を改善する必要がある。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
3	食品専門小売等構造改善推進事業 【予算額】 15年度：81,933千円 16年度：79,593千円 17年度：75,613千円 【執行額】 15年度：78,365千円 16年度：75,974千円 17年度：72,251千円	① 食品流通構造改善教育普及事業 食品小売業の経営改善を図るために必要な知識・技術等の食品小売業者等に対する教育・指導・普及等 ② 構造改善計画作成支援事業 食品流通構造改善促進法に基づき、食品流通の合理化と高度化を図る上で必要な措置を行うための構造改善計画を作成しようとする事業者に対する技術的助言等の支援 ③ 地域食品商業人材育成事業 食品小売業を魅力あるものとするため、経営に優れ、他の業者の手本となる優良な小売店を「匠」として認定し、ホームページ上で公開しているほか、小売業者自らが経営状態をチェックすることができる業種別評価プログラムの開発を実施	【政策分野】 食品産業の競争力の強化 【政策目標】 卸売市場の整備や、ユビキタス・コンピュータ技術、電子商取引の活用など先進モデルの提示等を通じた食品流通の効率化 【政策手段による達成目標】 食品流通従事者1人・1時間当たりの食品販売額及び外食販売額の対前年比が過去5年間の平均増加率を上回る	○飲食料点小売業者1人・1時間当たりの販売額	○実績値(17年度)：11,512円/人・時間 達成状況：本指標の平成17年度実績は、11,512/人・時間となり、前年度と比べ2.7%減少しており、労働生産性は向上していない。	【有効性、効率性の改善】 国民への食品の安定供給を図る上で、食品流通のコストの削減を図ることは重要であり、零細中小規模の多い食品専門小売業等への経営強化は、当面、国が一定の支援を行う必要がある。 近年、食品小売業の労働生産性については、少子・高齢化による食品販売額の減少や営業時間の長時間化等により減少傾向が続いていることから、施策の効果について十分に検証を行い、有効性、効率性の大幅な改善に努める必要がある。
4	(目)総合食料対策調査等民間団体委託費のうち食品等の表示・規格関係分 (目)総合食料対策民間団体事業推進費補助金のうち食品表示適正化推進事業費 【予算額】 16年度：240,085千円 17年度：192,757千円 【執行額】 16年度：206,864千円 17年度：164,184千円	JAS法に基づき、 ①消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示の実現、 ②食品表示が正しく行われているかどうかの監視・指導、 ③新たなニーズに応じたJAS規格の制定等を行う。	【政策分野】 食の安全及び消費者の信頼の確保 【政策目標】 平成20年度までに不適正表示率を平成15年度比で2割削減する 【政策手段による達成目標】 ○近年制定された生産情報公表JAS規格、有機畜産物JAS規格等の普及・啓発によるJAS規格制度の円滑な実施を図ること。 ○加工食品の生産情報公表JAS規格制定に向けての実態の把握を図ること。 ○表示の遵守状況の確実な改善を図ること(一般調査における調査店舗の不適正表示率を平成20年度までに2割削減する)。	①一般調査における調査店舗の不適正表示率 ②JAS規格の改正状況	①一般調査における調査店舗の不適正表示率は、平成15年度の25.3%から、平成16年度は20.0%、平成17年度は、14.8%へと改善してきている。 ②平成17年度には、新たなJAS規格として、生産情報農産物や有機畜産物のJAS規格が制定され、有機農産物や有機加工食品のJAS規格が改正された。	【有効性の改善】 消費者の「食」の安全・安心に対する関心が高まっている中、食品表示制度の普及啓発、食品の適正な表示の確保等を図る本事業の必要性は認められる。 不適正表示については目標に達しており、一定の有効性が認められるが、他の事業について消費者等のニーズへの対応の観点から効果の検証を行う必要がある。 なお、今後は新たなニーズに対応したJAS規格の導入についても目標を設定し、評価することを検討する必要がある。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方 法	得られた効果	
5	<p>ユビキタス食の安全・安心システム開発事業、ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業</p> <p>○ユビキタス食の安全・安心システム開発事業 【予算額】 17年度：1,200,000千円 【執行額】 17年度：1,197,662千円</p> <p>○ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業 【予算額】 17年度：600,000千円 【執行額】 17年度：309,197千円</p> <p>予算執行の効率化・弾力化のため、繰越明許費として設定したが、繰越の実績はない。</p>	<p>① ユビキタス食の安全・安心システム開発事業 ユビキタス・コンピューティング技術を活用した先進的なシステム(食の安全・安心システム)を公募方式により開発するとともに、システムの普及啓発等を行う。</p> <p>② ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業 各地域においてモデル地区の総合的な整備を進めるため、ユビキタス・コンピューティング技術を活用した生産自動制御システム、農業生産資材自動識別管理システム、情報関連施設、分析・検査施設等の整備に対する支援を行う。</p>	<p>【政策分野】 食の安全及び消費者の信頼の確保</p> <p>【政策目標】 生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・遡及を可能とするシステムを50%程度の品目について導入すること</p> <p>【政策手段による達成目標】 生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・遡及を可能とするシステムを50%程度の品目について導入すること(19年度)</p>	<p>○食品産業動向調査(統計部)の結果</p>	<p>○システムを導入した品目の割合の17年度の実績は、40%であった。</p>	<p>【廃止(一部)及び有効性の改善】 国民の「食」の安全・安心に対する関心が高い中、トレーサビリティ・システムの構築を進めるためには、共通基盤の構築、モデル実証等について、国が一定の関与することには必要性は認められる。 システム開発事業におけるシステム構築について有効性は認められる。システム開発事業とモデル地区整備事業との連携には一定の時間と地域の細かいニーズへの対応が必要であり、モデル地区整備事業は予算執行額も低調であることから、三位一体改革の趣旨も踏まえ、廃止するのが適当である。 今後、開発・実用化に一定の目途がたったものから、普及を図り、食品事故の際の迅速な回収や消費者の信頼確保に有効に活用されるかについても検証する必要がある。</p>

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
6	<p>高生産性地域輪作システム構築事業（モデル事業）</p> <p>【予算額】 17年度：147,000千円</p> <p>【執行額】 17年度：147,000千円</p>	<p>国から試験研究独立行政法人への委託により、次の技術開発等を実施する。併せて、農協等への補助により、技術開発成果を現場に導入していくため、推進協議会の開催、実証ほの設置、新技術等の普及啓発・研修等を実施する。</p> <p>(1) ばれいしょのソイルコンディショニング技術（北海道畑輪作）</p> <p>畝には柔らかい土壌、畝間部分には硬い土壌を仕分けることにより、ばれいしょの高品質化、収量向上及び収穫作業の効率化を可能とするソイルコンディショニング技術の開発</p> <p>(2) ディスク駆動式汎用播種機による不耕起栽培技術（水田輪作：稲、麦、大豆）</p> <p>1台で稲、麦、大豆の播種が可能なディスク駆動式汎用播種機による不耕起栽培技術の開発</p>	<p>【政策分野】 国産農畜産物の競争力の強化</p> <p>【政策目標】 米の生産コスト：25%低減(27年度) 麦の生産コスト：3割程度低減(27年度) 大豆の生産コスト：3割程度低減(27年度)</p> <p>【政策手段による達成目標】 3年間の事業実施により以下の経営指標を実現できる技術体系を開発する（目標年次：19年度）</p> <p>(1) ばれいしょのソイルコンディショニング技術 ①労働時間：慣行技術体系の40%減 ②生産費：慣行技術体系の10%減</p> <p>(2) ディスク駆動式汎用播種機による不耕起栽培技術（稲、麦、大豆） ①労働時間：慣行技術体系の30%減 ②生産費：慣行技術体系の15%減</p> <p>上記成果目標を達成するための平成17年度の単年度目標は以下のとおり</p> <p>(1) ばれいしょのソイルコンディショニング技術 試作機（大型輸入機械の改良型）の製作、現地実証体制の構築、現行機種での現地実証の実施</p> <p>(2) ディスク駆動式汎用播種機による不耕起栽培技術 大豆収穫機の改良、現地実証体制の構築、現地実証（大豆）の実施</p>	<p>①事業の実施状況 ②労働時間、生産費</p>	<p>○事業実施初年度の平成17年度においては、北海道ばれいしょ生産におけるソイルコンディショニング技術に資する試作機の作成、現地実証体制の構築及び現行機種での現地実証、並びに大豆収穫機の改良、現地実証体制の構築及び現地実証を実施し、単年度の目標を達成した。</p> <p>○モデル事業全体の成果目標（目標年次：19年度）と関連するデータは、下記の通りである。</p> <p>(1) ばれいしょのソイルコンディショニング技術 ①労働時間：慣行技術体系の約40%減 ②生産費：慣行技術体系の約5%減</p> <p>(2) 水田輪作体系における不耕起栽培技術（大豆作のみ） ①労働時間：慣行技術体系の約40%減 ②生産費：慣行技術体系の約30%減</p> <p>以上のとおり、平成17年度には、成果目標の達成に向けた良好な研究データが得られた。（ただし、農作物の生産量は気象条件等の要因により増減するため、さらに実証を行い、精度の高いデータを得る必要がある）</p> <p>また、現地実証により、技術開発へフィードバックできる作業機械の改良、周辺技術の改善等に必要となる技術情報が得られた。</p>	<p>【有効性の改善】 本事業は、国産農産物の競争力強化が図られるなど必要性が認められ、一定の有効性及び効率性も認められる。</p> <p>なお、ばれいしょの生産費の低減については、事業目標に達成していないことから、19年度に向けてその要因を十分分析した上で、有効性を改善する必要がある。また、水田輪作体系全体の達成度の判断に要する総合的なデータを得る必要があることから、引き続き、研究開発と実証を進め、水稻及び麦のデータを加えた検証が必要である。</p>

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
7	<p>果実生産出荷安定資金造成費補助金のうち果実需給安定対策事業</p> <p>【予算額】 15年度：1,248,871千円 16年度：1,236,677千円 17年度：1,246,427千円</p> <p>【執行額】 15年度：1,248,871千円 16年度：1,236,677千円 17年度：1,246,427千円</p>	<p>我が国の主要な果実であるうんしゅうみかん及びりんごを対象として、以下の対策を実施</p> <p>① 需給調整対策 果実の計画的な生産出荷を促進するため、生産出荷目標の策定、摘果等の実施状況の確認等を行う果実出荷事業者に対し、補給金を交付する。</p> <p>② 経営安定対策 当年における果実の平均の卸売価格(当該年産価格)が補てん基準価格を下回った場合に、あらかじめ加入契約により本対策に加入している果樹農業者に対し、補てん基準価格と当該年産価格の差額の8割を補てんする。この場合、産地・生産者が需給調整対策を的確に実施していることが交付の条件である。</p>	<p>【政策分野】 国産農畜産物の競争力の強化</p> <p>【政策目標】 －</p> <p>【政策手段による達成目標】 的確な需給調整対策により、需給の安定を図るとともに、需給調整対策が的確に行われた場合においてもなお価格が大きく低下した時に、果樹農業者に対して補てん金を交付することにより、経営の安定を図り、もって消費者が求める新鮮でおいしい国産果実を安定的に供給できる体制の確立に寄与する</p>	<p>○事業の実施状況 ○生産・出荷計画量に対する実績量の比 ○うんしゅうみかんの単収の変動</p>	<p>① 需給調整対策 平成13年度の制度創設から16年度までに、生産出荷目標の策定、摘果の推進等を行う果実出荷事業者に対し総額約455百万円(国費228百万円)の補給金が交付され、高品質果実の計画的な生産出荷の推進により、おおむね計画に近い水準を達成するとともに、うんしゅうみかんでは隔年結果の是正傾向が見られ、需給の安定が図られている。</p> <p>② 経営安定対策 平成13年度の制度創設から16年度までに、需給調整対策が的確に行われた場合においてもなお、当年における果実の平均の卸売価格が補てん基準価格を下回った場合に、あらかじめ加入契約により本対策に加入している果樹農業者に対し総額約260億円(国費130億円)の補てん金が支払われ、果樹農業者の経営安定とそれを通じた高品質な国産果実の安定供給に寄与している。</p>	<p>【有効性の改善、効率性の改善】 本事業については、高齢化の進展等による生産基盤の脆弱化を受け、現行の施策を見直し、適切な需給調整対策を行いつつ、産地計画により明確化された担い手の経営基盤の強化を支援する新たな果樹対策への転換を行うことにより、有効性を改善する必要がある。</p> <p>また、担い手の経営基盤の強化を支援するための施策へ重点化するとともに、地域や品目に応じた対策となるよう留意すること等により施策の効率性を改善する必要がある。</p>

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方 法	得られた効果	
8	農業競争力強化対策民間 団体事業 【予算額】 15年度：1,906,463千円 16年度：1,765,365千円 17年度：1,619,747千円 【執行額】 15年度：1,635,776千円 16年度：1,516,319千円 17年度：1,381,640千円	新たな生産技術、生産システムの開 発・普及、消費形態の変化に即した効率 的な流通体系の確立、ブランド化、差別 化の取組等、生産・流通・消費にわたる 総合的な対策を実施	【政策分野】 国産農畜産物の競争力の強化 【政策目標】 米の生産コスト：25%低減（27年 度） 大豆の生産コスト：3割程度低減 （27年度） 生乳生産コスト：2割程度低減（27 年度） 肉用牛生産コスト：2割程度低減 （27年度） 飼料作物生産コスト：3割程度低減 （27年度） 麦の新品種作付けシェア：30%（22年 度） 指定野菜の加工向け野菜の出荷数 量：前年の指定野菜の加工用向け出荷 数量を超えること 【政策手段による達成目標】 消費者や食品製造業、外食産業など の実需者の多様なニーズに応じた農畜 産物を効率的・安定的に生産できる体 制を確立し、国産農畜産物の競争力の 強化を図る。	○事業の実施状況	この手段別評価では個々の事業評 価を行わず、事業の実施方法につい て評価を行う。 例えば、ばれいしょ新品種普及促 進事業では、育成中の18品種のべ51 用途について、実需者による評価試 験を行い8品種のべ18用途について 高い評価を得た。 また、ばれいしょは、増殖率が低 く育種・普及に時間がかかることから 育種関係者と実需者との連携強化 を図り、実需者による加工適性試験 を育種段階から行うことにより育種 から普及にかかる年数を短縮するこ とができることとなった。	【効率性の改善】 本事業については、国産農 産物の競争力を強化すること が可能となるなど必要性が認め られ、一定の有効性も認め られる。 また、平成18年度からは民 間団体の選定に当たって公募 制を導入し、審査基準の設定 及び審査結果について第三者 委員会の意見を聴取するなど 効率性の改善が図られている が、今後も公募制の拡大など 一層の効率性の改善に努める 必要がある。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
9	農地保有合理化促進事業 【予算額】 15年度：18,411,733千円 16年度：25,040,402千円 17年度：14,310,324千円 【執行額】 15年度：17,760,918千円 16年度：24,520,748千円 17年度：—	【補助事業】 (1) 一般タイプの事業 農用地等を取得（買入れ又は借入れ）し、当該農用地等を一定期間保有した後 に担い手農家に再配分（売渡し又は貸付 け）する。 (2) 事業関連タイプの事業 農用地開発事業等と相まって、未墾地 等を買入れて事業に参加し、農用地と して開発整備された後に規模拡大を志向 する担い手農家等に売り渡す。 (3) 特別タイプの事業 ①担い手育成タイプ 離農農家や規模縮小農家等の農用地等 を取得し、一定の要件を満たす認定農業 者等に売り渡す又は一時貸付け（5年以 内）した後に売り渡す。 ②長期育成タイプ 離農農家や規模縮小農家等の農用地等 を取得し、一定の要件を満たす認定農業 者等に売り渡す又は一時貸付け（5年を超 え10年以内）した後に売り渡す。 (4) 農地継承円滑化事業 農地保有合理化法人が保有する当面受 け手のいない農地を有効活用しつつ良好 な状態で維持・管理し担い手等に円滑に 継承するため、①緑肥作物の栽培等によ る管理耕作、②特産農作物普及のための 試験栽培、③農業後継者、新規就農者 のための実践研修用地としての活用、④畦 畔除去等の簡易な土地基盤整備を行う。 (5) 農業用機械・施設リース事業 農地保有合理化法人が買入れ又は借 り入れた農用地等の売渡し、貸付けと併 せて、経営規模の拡大に伴い必要となる 農業用機械・施設を認定農業者等に貸し 付ける。	【政策分野】 意欲と能力のある担い手の育成・確 保 【政策目標】 担い手への農地利用集積の促進 250 万ha（21年度） 【政策手段による達成目標】 担い手への農地利用集積面積1.7万 ha/年	○担い手への農地利 用集積面積	平成16年度の担い手への農地利用 集積の増加面積3.8万haに対して、 本事業による担い手への農地利用集 積面積は1.9万haとなっており、政 策目標の達成に大きく寄与してい る。 【平成16年度実績、面積】 買入7,016ha、借入11,375ha、売 渡7,019ha、貸付11,978ha	【有効性、効率性の改善】 国民が求める安全な食料の 安定供給の実現に向けた望ま しい農業構造を確立するた め、認定農業者等担い手への 農地利用集積を推進すること は重要な課題であり、本事業 の必要性は認められる。さら に、担い手に対して集団化・ 団地化した形で農地の利用集 積することを促進するため、 事業の効果を踏まえた上で、 地域や担い手のニーズに即し て、有効性をさらに高めると ともに、効率性の改善を検討 する必要がある。 平成17年には、農業経営基 盤強化促進法を改正し、農地 保有合理化事業の充実による 農地の仲介機能を強化してい ることを踏まえ、今後とも担 い手への農地利用集積の取組 を推進する必要がある。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
10	担い手農地情報活用集積促進事業 【予算額】 17年度：1,354,154千円 【執行額】 17年度：159,452千円	【補助事業】 1 市町村等事業 (1) 担い手農地情報活用事業 耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、農地情報公開台帳（農地情報）を窓口閲覧やインターネット等により公開し、地域外から広範に農地の引き受け希望者を募集できる仕組みを構築する。 (2) 担い手農地集積促進支援事業 認定農業者が経営規模拡大を行う場合、当該認定農業者及び当該認定農業者に賃借権の設定等を行う者を構成員とする農用地利用改善団体等が行う活動に対して、農地集積促進費を交付する。 (3) 担い手農地集積促進整備事業 地域の合意の下に、認定農業者等に集団的に農地の集積を行う場合、農地の集団化形成に必要となる障害物の除去や整地など、ほ場条件の簡易な整備を行う。 2 全国農地保有合理化協会事業 1の(1)の事業の適正かつ円滑な推進を図るため、農地情報公開基準例等の作成や本事業の実施に関する事例及び課題の検討等を行う農地情報活用企画委員会の開催等を行う。 3 都道府県農業団体事業 1の事業の適正かつ円滑な実施および地域の農地流動化を推進するために、1の実施主体（市町村、農地保有合理化法人等の公益法人、農業協同組合、土地改良区）に対する助言等を行う。 4 都道府県事業 1の事業の適正かつ円滑な実施および地域の農地流動化を推進するために、1及び3の実施主体（市町村、農地保有合理化法人等の公益法人、農業協同組合、土地改良区、都道府県農業会議）に対する指導等を行う。	【政策分野】 意欲と能力ある担い手の育成・確保 【政策目標】 担い手への農地利用集積の促進 250万ha（21年度） 【政策手段による達成目標】 本事業による担い手への農地の利用集積面積 平成21年度までに11,750ha (2,350ha/年×5年)増加させる	①事業の実施状況 ②担い手に利用集積された面積	1 市町村段階 (1) 担い手農地情報活用事業 182市町村で実施され、公開された農用地のうち担い手に利用集積された面積は812haとなった（速報値。数値については以下同様）。 (2) 担い手農地集積促進支援事業 9市町村で実施され、交付対象農用地面積は70haとなった。そのうち、集団化された農地面積は、48haとなった。 (3) 担い手農地集積促進整備事業 地域において集団的に農地の集積を行うための農地利用プランは、13市町村が作成して155haを利用集積したものの、その達成のために本事業を活用した市町村はなかった。 2 全国農地保有合理化協会事業 農地情報活用企画委員会を開催し、本事業実施に必要な事項についての企画・立案を行うほか、事業を紹介するホームページの立ち上げや事業のPR、事業実施に必要な情報の提供を行った。 3 都道府県団体事業 45都道府県農業会議において実施され、その実績は現地指導918件、ホームページ開設等の活動は20団体、資料作成部数は23,870となっている。 4 都道府県段階 44都道府県において実施され、その実績は現地指導件数は1,130、ホームページ開設等の活動は13道府県、資料作成部数は70,158となっている。 以上の結果、本事業により担い手に利用集積された面積は1,037haとなり、目標2,350haに対する達成率は44%に止まった。	【有効性、効率性の改善】 本事業は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を構築するという本政策分野の目標に沿ったものであり、必要性は認められる。しかしながら、事業初年度とはいえ実績が低調なことから、面的なまとまりのある形で担い手への農地の利用集積を促進するという目標は掲げつつ、事務手続きの簡素化や現実をより踏まえた目標の設定など、有効性、効率性について抜本的な見直しが必要である。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方 法	得られた効果	
11	革新的農業技術習得研修 委託事業 【予算額】 15年度：9,958千円 16年度：22,408千円 17年度：34,000千円 【執行額】 15年度：9,211千円 16年度：20,544千円 17年度：31,005千円	【委託事業】 ○研修についての検討会の開催等 研修ニーズや普及現場における技術的課題を把握するための調査を実施するとともに、独立行政法人試験研究機関、大学、民間専門家、普及職員等を構成員とする研修検討会を設置し、普及職員に対し高度で先進的な革新的農業技術に関する知識や技術を習得させるための研修の内容や方法についての検討を行う。 ○最先端の農業技術等に関する研修 研修検討会の検討内容及び研修の全体計画等を踏まえ、独立行政法人試験研究機関の研究所等において普及職員を対象に最新の高度先進的な革新的農業技術をいち早く習得させる高度先進技術研修を実施するとともに普及現場における技術的課題解決に向けた調査研究能力を向上させるためのプロジェクト研修を実施する。	【政策分野】 担い手への経営支援の条件整備 【政策目標】 効果的・効率的な普及事業の推進 ①担い手の育成に係る普及指導センターの目標達成割合：100%（21年度） ②技術の普及に係る普及指導センターの目標達成割合：100%（21年度） 【政策手段による達成目標】 研修受講者の研修目標の達成度：100%	○アンケート等の調査	研修受講者の研修目標の達成度 69%（16年度）、72%（17年度）	【有効性、効率性の改善】 新たな農業構造改革を進める上で、担い手の農業技術と経営能力の高度化・効率化を図るための普及指導員の資質向上については、国の一定の関与は必要である。しかしながら、研修の成果が普及現場から先進的農業者や意欲ある担い手や経営体へ着実に普及されているか、十分な分析を行った上で有効性の改善を行う必要がある。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方 法	得られた効果	
12	国営農地再編整備事業 【予算額】 15年度：12,824,000千円 16年度：12,305,000千円 17年度：12,000,000千円 【執行額】 15年度：10,344,737千円 16年度：9,235,633千円 17年度：9,590,970千円	○一般型 基幹事業：区画整理及び開畑 併せ行う事業：農業用排水施設、ため池等、湖岸堤防、土砂崩壊防止のための土留工等、農地保全施設の整備 ○中山間地域型 基幹事業：区画整理及び開畑、ため池等、湖岸堤防、土砂崩壊防止のための土留工等、農地保全施設の整備 併せ行う事業：農業用排水施設の整備	【政策分野】 農地、農業用水等の整備・保全 【政策目標】 ①優良農地の確保・保全：405万ha(21年度) ②基盤整備による担い手への農地利用集積の促進：20ポイント以上の増加を確保する(各年度) ③農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保：機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路の機能を確保(各年度) 【政策手段による達成目標】 ・農地の整備及び土地利用の整序化を通じた大規模な優良農地の確保 ・農地の区画整形・拡大及び農道、用排水路等の整備による農業生産性の向上 ・事業を契機とした担い手への農地利用集積等による農業構造の改善 ・地域の活性化に資する公共用地、地場産業施設用地等非農用地の創設	○事業の実施状況	①大規模な優良農地の確保 国営農地再編整備事業は、平成元年度以降全国で24地区実施されており(うち完了済みが19地区)、平成16年度までに約16,300haの農地の整備が行われ、優良な農地の確保・保全が行われている。 このうち、中山間地域型については12地区実施されており(うち完了済み9地区)、約8,500haの農地の整備が実施されている。 ②担い手への農地利用集積 ほ場の大区画化・汎用化に併せて、用排水路や道路の改修などを含めた総合的な整備が行われた結果、各地区において生産コスト低減などの効果が発現している。 特に、水田を主に対象とした実施地区においては、事業完了時における地区内の農地利用集積増加率(完了8地区実績)が、着手前と比較して28.5%増加するなど、事業実施を契機として、地域の担い手等に対する農地の利用集積が着実に進展している。 ③農業生産性の向上、農業構造の改善(事例略) ④その他(非農用地の創設など) 平成7～16年度新規採択地区における創設非農用地の用途をみると、約4分の3が河川用地や道路用地等として公共の用に供されている。	【効率性の改善】 本事業のうち中山間地域型については、優良農地を確保等するためにも重要であるが、農業生産性が低く、耕作放棄地も多いことから、国が関与する一定の必要性は認められる。 しかしながら、現在、政府において、国と地方との適切な役割分担を含めた公共事業のあり方について見直しが行われており、本事業についても、その見直しの方向に沿って対応する必要がある。 また、有効性や一定の効率性も認められるものの、厳しい財政事情を踏まえ、一般競争入札など効率的な入札方式の導入の拡大等コスト削減の努力を一層推進するとともに、ソフト事業との連携を一層強化するなど、効率性の改善が必要である。 なお、本事業のうち一般型については、既に採択している分について、早期に事業を完了するよう一層努力する必要がある。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
13	<p>元気な地域づくり交付金のうちグリーン・ツーリズム、都市農業の振興</p> <p>【予算額】 17年度：46,606,902千円の内数</p> <p>【執行額】 (調査中)</p>	<p>(1) ソフト（推進活動等） グリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、地域ぐるみで行う受入体制の整備や、都市部における農業者と住民との交流・ふれあい活動の推進</p> <p>①グリーン・ツーリズムの提案・普及</p> <p>②都道府県による体験指導者等の育成</p> <p>③農山漁村の魅力向上のための地域の自発的取組の支援</p> <p>④都市農業振興ビジョン策定</p> <p>⑤都市農業生産振興支援・多面的機能活用</p> <p>⑥地域提案支援</p> <p>(注：当該ソフト事業は、平成18年度から地方に税源移譲)</p> <p>(2) ハード（施設整備等） 地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点の整備や、都市部における交流・ふれあい活動及び持続的な営農活動展開等に必要簡易な基盤整備、直売所等を整備</p> <p>①都市農村交流促進施設（農産物加工体験、特産物・文化財の展示販売等）</p> <p>②市民農園（農園区画整理、滞在施設、休憩施設、農機具収納施設等）</p> <p>③廃校・廃屋改修交流施設（廃校・廃屋の改修等）</p> <p>④水辺修景・景観保全施設（散策道・駐車場等）</p> <p>⑤都市農業振興条件整備（土地基盤整備、農村生活環境基盤整備、農村交流基盤整備、ふれあい・交流施設整備、防災設備整備や直売所等）</p> <p>⑥地域提案整備</p>	<p>【政策分野】 都市との共生・対流等による農村の振興</p> <p>【政策目標】 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興</p> <p>①（指標）農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数：延べ3,000万人泊に増加（21年度）</p> <p>②（指標）都市的地域における市民農園の区画数：15万区画に増加（21年度）</p> <p>【政策手段における達成目標】 「元気な地域づくり交付金」は、事業計画主体である市町村等が、地域の自主性かつ自立性な視点に立ち、地域の創意と工夫により事業を実施し、地域の活性化を目指すことから、事業計画主体が、具体的な数値目標（原則として事業計画策定時から3年目の目標）を設定し、達成することを要件としている。</p> <p>そのうちの1つのメニューである「グリーン・ツーリズム、都市農業の振興」においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数の増加率」 ・「都市農山漁村交流施設等における滞在者数（宿泊者数を除く）の増加率」（グリーン・ツーリズム） ・「都市農地の利活用面積の増加」（都市農業の振興） <p>をそれぞれの成果指標としている。</p>	<p>○事業計画主体が設定する具体的な数値目標に対する達成状況</p>	<p>グリーン・ツーリズム、都市農業の振興をメニューとする「元気な地域づくり交付金」については、平成17年度に創設されたものである。</p> <p>平成17年度においては、全国155地区で実施しているところであるが、事業計画作成から原則3年後に目標を達成することとしており、現時点における成果目標に対する実績はない。</p>	<p>【有効性の検証、効率性の改善の検討】 本事業は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めることなどから必要性が認められ、また、一定の効率性も認められる。</p> <p>しかしながら、目標年度が到来した後、目標の達成状況について厳格な事後評価を行うなど有効性の検証が必要である。</p> <p>また、厳しい財政事情を踏まえ、コスト削減の努力を一層指導・推進するなど、効率性の改善の検討が必要である。</p>

No.	政策手段名等	内容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果																			
				方法	得られた効果																				
14	地域用水環境整備事業費補助 【予算額】 15年度：3,503,803千円 16年度：3,847,892千円 17年度：3,383,000千円 【執行額】 15年度：3,478,787千円 16年度：3,786,345千円 17年度：(調査中)	(1) 地域用水環境整備型 農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる以下の整備を実施 ① 親水・景観保全施設（親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等） ② 生態系保全施設（魚巢ブロック、草生水路、魚道等） ③ 地域防災施設（防火水槽、吸水柵、給水栓等） ④ 渇水対策施設（堰、簡易井戸、連絡水路等） ⑤ 利用保全施設（ベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化等） ⑥ 地域用水機能増進施設（共同洗い場、チェックゲート等） ⑦ 特認施設（農村振興局長が特に必要と認める施設） (2) 歴史的施設保全型 国の登録文化財等、文化財としての価値を有する歴史的な土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施	【政策分野】 都市との共生・対流等による農村の振興 【政策目標】 景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境の質の向上に関する住民満足度（各年度：100%） 【政策手段による達成目標】 地域用水機能の維持・増進を図るための施設整備等を行うことにより、地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上を図るとともに、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮・継承を図ること	①事業の実施状況 ②完了地区に対するアンケート調査	①本事業は、平成12年度から17年度までに161地区を採択する一方、これまで354地区が完了している。平成17年度は、140地区において事業を実施している。 ②平成13年度に完了した40地区に対するアンケート調査結果	【有効性の検証、効率性の改善】 本事業は、多面的な機能の発揮が促進されることから一定の必要性が認められ、また、一定の有効性及び効率性も認められる。 しかしながら、現在、政府において国と地方との適切な役割分担を含めた公共事業のあり方について見直しが行われており、本事業についても、その見直しの方向に沿って対応する必要がある。 また、生態系保全施設の整備を実施した地区では、実際に生態系が保全されているかについて簡易なモニタリングを行うなど、農業用水の地域用水機能の維持増進の観点から、地域の取組を通じて効果の検証に努める必要がある。 さらに、厳しい財政事情を踏まえ、コスト削減の努力を一層推進するなど、効率性の改善が必要である。																			
				1) 住民満足度調査結果 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全体</th> <th>農家</th> <th>非農家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業により整備された施設について満足している</td> <td>83</td> <td>83</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>いいえ</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	全体	農家	非農家	本事業により整備された施設について満足している	83	83	83	いいえ	16	15	16	未回答	1	2	1				
項目	全体	農家	非農家																						
本事業により整備された施設について満足している	83	83	83																						
いいえ	16	15	16																						
未回答	1	2	1																						
				2) 主な事業効果に係る調査結果 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全体</th> <th>農家</th> <th>非農家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業において施設が整備されたことを知っていた</td> <td>89</td> <td>94</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>整備された場所に行ったことがある、又は利用したことがある</td> <td>81</td> <td>88</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>地域の景観が良くなった</td> <td>90</td> <td>91</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>水遊び場や川べりの遊歩道等が整備され、水に親しむ機会が増えた</td> <td>71</td> <td>72</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>		項目	全体	農家	非農家	本事業において施設が整備されたことを知っていた	89	94	85	整備された場所に行ったことがある、又は利用したことがある	81	88	76	地域の景観が良くなった	90	91	88	水遊び場や川べりの遊歩道等が整備され、水に親しむ機会が増えた	71	72	71
項目	全体	農家	非農家																						
本事業において施設が整備されたことを知っていた	89	94	85																						
整備された場所に行ったことがある、又は利用したことがある	81	88	76																						
地域の景観が良くなった	90	91	88																						
水遊び場や川べりの遊歩道等が整備され、水に親しむ機会が増えた	71	72	71																						
				3) 農村の活性化に係る調査項目 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全体</th> <th>農家</th> <th>非農家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業により地域の活性化につながったと思う</td> <td>70</td> <td>72</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>思わない</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>どちらとも言えない</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>		項目	全体	農家	非農家	本事業により地域の活性化につながったと思う	70	72	68	思わない	8	6	9	どちらとも言えない	22	22	23				
項目	全体	農家	非農家																						
本事業により地域の活性化につながったと思う	70	72	68																						
思わない	8	6	9																						
どちらとも言えない	22	22	23																						

No.	政策手段名等	内容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
15	森林計画推進委託費 【予算額】 15年度：669,400千円 16年度：624,312千円 17年度：1,475,494千円 【執行額】 15年度：561,845千円 16年度：579,359千円 17年度：1,393,022千円	森林吸収量の報告・検証体制確立のため、次に掲げる事項を独立行政法人森林総合研究所に委託して実施する。 ① 森林資源データの基礎となる森林簿等について、現地精査による統計学的な精度の検証等を行うとともに、吸収量の報告に向けデータを一元管理するためのデータベースを整備する。 ② 保安林が、森林吸収源に位置づけられるよう、適切に保護・保全されていることを立証するための手法を開発する。 ③ 1990年以降適切な森林施業（森林経営）が行われた箇所の効果的把握手法の開発や1989年末における森林現況図の作成等を行うとともに、森林土壌中の炭素量把握を始めとした森林生態系全体の吸収量の算定に必要なデータの把握等を実施する。	【政策分野】 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 【政策目標】 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進 指標：次の指標を満たす割合 (ア) 水土保全機能 (H15:63%→H20:66%) (イ) 森林の多様性 (H15:31%→H20:35%) (ウ) 森林資源の循環利用 (H15:8億4千万m ³ →H20:9億6千万m ³) 目標値（目標年度）：100%（各年度） 【政策手段による達成目標】 平成17年度達成目標 ・都道府県が保有する森林資源データの精度検証箇所数：約3,100箇所（林班） ・国家森林資源データベースの整備 ・平成19年度末における保安林が全て森林吸収源として認められること ・1989年末森林現況図の整備：約38万km ²	○事業の実施状況 平成15年度から17年度までの事業の実施により、以下のとおり森林吸収量報告・検証体制が整備された。 ○森林吸収源データ緊急整備事業 ・森林簿等の精度検証（約3,100箇所（林班）） ・森林簿データの登録（全47都道府県分） ・国家森林資源データベースの整備 ○保安林管理情報緊急整備事業 ・保安林の吸収源としての立証手法の確立 ○森林吸収源計測・活用体制整備強化事業 ・1989年末森林現況図の作成・登録（約38万km ² ） ・バイオマス拡大係数、容積密度の算出 ・伐採跡地の土壌炭素量変化の把握 ・新規植林、再植林、森林減少対象地の効果的把握手法の検討 ・森林吸収量算定手法の検討	【効率性の改善】 地球の温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するための基礎的かつ緊急的な事業であり、国が実施する必要が認められたが、森林吸収量報告・検証に対する基本的な体制の整備等が図られ、概ね所期の目的は達成されたところである。 しかしながら、吸収量は常に検証が求められること、森林等の吸収源に関するが「ダンプ」の決定により、土壌や落ち葉だまりなどの炭素量について、新たに報告が必要となったことなどから、これまでの事業の成果を活用して、引き続き事業を実施することとなった。 今後は、本事業の有効性について引き続き検証を行うとともに、新たな報告事項についても条約事務局に毎年報告する必要があることから、データの収集とともに適時有効性の検証を行い、改善に努めるべきである。	

No.	政策手段名等	内容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果																		
				方法	得られた効果																			
16	保安林整備管理事業 【予算額】 15年度：928,379千円 16年度：925,875千円 17年度：732,612千円 【執行額】 15年度：784,455千円 16年度：823,067千円 17年度：668,054千円	保安林の計画的な指定、立木の伐採・土地の形質の変更等の規制の適正な運用及び保安林の指定に伴い禁伐等の強い伐採制限を受ける保安林の所有者に対する損失補償等を総合的に実施することとして、森林法の規定に基づき次の事務を国の直接執行、都道府県への委託・補助事業により実施している。 ①事業内容 ・水源かん養機能、山地災害防備機能等の公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定するための現況調査等 ・保安林の立地条件等に応じた指定施業要件に変更するための現況調査等 ・間伐等の遅れにより表土の流亡等又はそのおそれが生じ機能が低下している保安林（特定保安林）を指定するための現況調査等 ・保安林内における無許可開発等に迅速な是正措置を講ずるための体制整備等保安林の適正な管理 ・伐採制限が禁伐・択伐となっている保安林の所有者に対する損失補償など	【政策分野】 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮 【政策目標】 山地災害等の防止：5万2千集落（20年度） 【政策手段による達成目標】 保安林制度により永続的に森林として維持されるべき面積が平成20年度末に1,216万ha（全国森林計画（H16～H30）に掲げる保安林として管理すべき面積の総数を元に算出）確保されること	○保安林制度により永続的に森林として維持されるべき面積	保安林制度により永続的に森林として維持されるべき面積 (単位：万ha) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>905</td> <td>920</td> <td>1,019</td> <td>1,133</td> <td>1,158</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,146</td> <td>1,164</td> </tr> </tbody> </table> ※17年度の実績は見込値である		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	実績	905	920	1,019	1,133	1,158	目標	—	—	—	1,146	1,164	【効率性の改善】 我が国の森林の4割を占める保安林の整備管理事業については、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等を確保するため、国が一定の関与を行う必要性は認められ、目標も達成していることから有効性も認められる。 しかし、保安林の適切な管理については、平成17年度から新技術を活用するなど有効性及び効率性の改善がおこなわれたものの、保安林の機能をより効果的に発揮させるため、今後は保安林管理情報を体系的かつ効率的に整備するなどにより、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進し、さらに効率性を改善すべきである。
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度																			
実績	905	920	1,019	1,133	1,158																			
目標	—	—	—	1,146	1,164																			

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
17	<p>林業生産流通振興民間団体事業費補助金 のうち林業生産流通総合対策事業推進費補助金・木材産業の構造改革を推進する事業</p> <p>【予算額】 16年度：186,701千円 17年度：150,000千円</p> <p>【執行額】 16年度：179,124千円 17年度：146,721千円</p>	<p>① 木材産業構造改革促進事業 設備廃棄に必要な撤去費用への助成、素材生産業の構造改革に係る指針の策定のための調査、規格木材の生産マニュアルの作成、信用保証の利用促進に向けた経営状況等の調査、ラベリング（情報表示）に関する総合的な普及教材の整備、消費者や事業者へのラベリングに関する普及活動を実施。</p> <p>② 木材産業体質強化対策事業 木材産業の経営体質の強化を図るため、木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化・合理化及びダイオキシンの排出削減、リサイクル促進等を図るための施策整備に必要な借入金に対する利子助成を行うための資金の造成を実施。</p> <p>③ 木材供給高度化設備リース促進事業 製材業、木材販売業等を営む企業（個人）が、最新鋭の機械設備をリースにより導入する場合、そのリース付加料の一部（通常1/2(新たに都道府県知事により乾燥材生産のフロントランナーとして認定された者が「乾燥材生産計画」に基づきリースにより乾燥設備等を導入する場合には、1%の金利相当分をさらに助成)）の助成を実施。</p>	<p>【政策分野】 林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進</p> <p>【政策目標】 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進：20,831千㎡（17年度）</p> <p>【政策手段による達成目標】 木材の需要動向に即応できる素材生産業の体質強化、品質・性能が明確な規格木材製品の供給体制の整備・普及を図るとともに、消費者が求める製品情報を提供する取組を促進する対策を講じ、政策目標としている木材利用量の達成を図る。</p>	○事業の実施状況	<p>○木材産業の構造改革を促進し、競争力のある地域材の供給体制を整備するため、事業者に対して、事業の合理化に伴う廃棄設備の撤去に必要な費用を助成するとともに、事業体の規模拡大や組織化等に向けた合意形成や方針書の作成、品質・性能の明確な木材製品の安定的供給のための生産マニュアルの作成及びダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設の整備に必要な資金の借入利子に助成した。</p> <p>さらに、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確な製品の供給能力を高めるために必要な機械設備のリース料の一部助成を実施し、木材乾燥施設等の導入を推進した。</p> <p>加えて、各地の産地認証制度等との連携を図りつつ、原産地等の消費者が求める製品情報を提供する取組を実施した。</p> <p>これらの取組により、品質・性能の明確な木材を低コストで安定的に供給し得る体制の整備が促進されるなど、木材産業の構造改革が進められ、政策分野の目標値の達成に向けた木材利用量の拡大につながった。（具体的な効果発現の事例 略）</p> <p>※本手段は、分野の目標達成に直結するものとは考えられないものの、それぞれの事業において、有効性を十分検討する必要がある。特に木材産業構造改革促進事業の設備廃棄件数は平成16年度2件、平成17年度3件と低調であり、十分な有効性の検証を行う必要がある。</p>	<p>【有効性・効率性の改善】 循環型社会の形成や地球環境問題への対応を図るため、木材産業の構造改革を緊急に進める本事業について必要性は認められるが、それぞれの事業の効果について十分検証を行い、必要に応じ改善を行う必要がある。特に、木材産業構造改革促進事業の設備廃棄件数は低調なことから、有効性の抜本的な改善が必要であり、併せて優先度の高い事業への重点化を行うなど効率性の改善が必要である。</p>

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
18	水産物供給基盤整備事業 費補助のうち漁港漁場機能高度化事業 【予算額】 15年度：7,196,000千円 16年度：5,462,000千円 17年度：2,882,000千円 【執行額】 15年度：6,461,884千円 16年度：4,751,111千円 17年度：2,805,185千円	漁港・漁場の利用の増進、多機能利用・機能増大のため以下の対象施設の新設・改良・補修に対して補助 〔対象施設〕 外郭施設：防波堤、防砂堤、防潮堤等 係留施設：岸壁、物揚場等 水域施設：航路、泊地 輸送施設：鉄道、道路、駐車場等 漁港施設用地：漁港施設の敷地 漁港浄化施設：導水施設、浄化施設 魚礁施設：漁場施設、浮魚礁システム 増殖場施設：着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設等 養殖場施設：消波施設、区画施設、海水交流施設、底質改善等	【政策分野】 水産物の安定供給の確保 【政策目標】 主な栽培漁業対象魚種および養殖業等の生産量の確保：2,016千トン（18年度） 【政策手段による達成目標】 本事業に限った達成目標の設定はないものの、漁港漁場整備事業としては漁港漁場整備長期計画（H14～H18）により、以下が定められている。 ・概ね10年後を目途に昭和50年代初頭の漁場環境や沿岸漁業の生産水準の回復（漁業生産量を概ね37万トンの増産） ・生産された水産物が効率的に供給されるよう、生産流通の機能の高度化の実現 ・水産物の品質・衛生管理の基礎となる漁港・漁場の水域環境と漁村の生活環境・労働環境の改善	○事業の実施状況	平成13年度事業開始後、平成16年度までに全国171地区で事業が実施され、その内125地区で事業が完了している。また、平成17年度の統合補助移行後も32府県で継続して事業が実施されており、既に事業が完了した地区における成果としては、防波堤の改良による港内の静穏度の向上や、着底基質の新設により魚介類の餌場等になる藻場を造成し資源の増大等成果を上げている。	【有効性の改善、効率性の改善】 本事業は、水産物の供給基盤として重要な意義を有する漁港・漁場について、これを利用する漁民等の施設に対するニーズに対応して、施設等の機能高度化や、より利用しやすい施設に改良することを通じて、漁港施設等の機能をより十分に発揮させ、水産物の安定供給の確保に役立てるための補完的事業として、国が一定の関与を行う必要性が認められる。 しかしながら、現在、政府において国と地方との適切な役割分担を含めた公共事業のあり方について見直しが行われており、本事業についても、その見直しの方向に沿って対応する必要がある。 また、本事業の実効性をより高めるため、地域の創意工夫を一層促進し、地域のニーズにより一層きめ細かく対応できるよう検討を行うなど、有効性の改善が必要である。 さらに、本事業は一定の効率性が認められるが、本事業については、厳しい財政事情を踏まえ、また、地方の自主性を一層拡大する観点から、一層効率性の高い仕組みへの転換について検討を行うなど、効率性の改善が必要である。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方法	得られた効果	
19	資源回復等推進支援事業 費補助金 【予算額】 15年度：1,785,956千円 16年度：1,696,785千円 17年度：1,655,557千円 【執行額】 15年度：1,070,282千円 16年度：1,485,549千円 17年度：1,655,557千円	国又は都道府県が漁業者等と作成した資源回復計画に基づき、関係漁業者団体が定める漁獲努力量削減実施計画に沿って当該年度の漁獲努力量（操業日数等の漁労作業量）の削減を確実に実施するため、減船・休漁等を実施する漁業者に対して、不要漁船の減船経費、休漁期間中の経営維持経費等を交付し支援する。	【政策分野】 水産物の安定供給の確保 【政策目標】 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）： 100%（毎年度） 【政策手段による達成目標】 資源回復計画等に基づく当該年度の漁獲努力量削減実施計画達成率： 100%	①漁獲努力量削減実施計画達成率 ②事業の実施状況	資源回復計画に基づく、平成17年度の漁獲努力量削減実施計画（全15計画）による漁獲努力量削減措置（減船・休漁等）の確実な実施がなされ、目標を100%達成した。 なお、漁獲努力量削減実施計画の実施にあたり、減船3隻（2計画）、漁具改良等112隻（6計画）、休漁漁船活用延べ716隻（4計画）、休漁推進110隻（3計画）に対し、本事業による支援を下表のとおり実施し、漁獲努力量削減実施計画の確実な実施に寄与した（下表略）。	【有効性の検証、効率性の検証】 漁獲努力量の削減に伴う漁業経営への著しい影響を緩和するために支援措置を講じることにより資源回復の円滑な推進を図る本事業の必要性は認められ、有効性及び効率性も認められる。
20	国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業 【予算額】 17年度：181,275,000円 【執行額】 17年度：145,685,206円	(1)ビジネスモデル化実証事業 水産業協同組合等が、食品産業、小売業等の関連産業の民間企業の協力を得ながら、 ① 消費者ニーズの的確な把握やその結果に基づく新たな水産物商品の企画（商標等で保護された地域ブランド化を含む）、試作品の製造、最適出荷ルート of 企画 ② 流通・消費段階と連携した水産物商品の流通・サービスの実証試験、またそれに基づく市場評価やコストの分析 ③ 実証試験を踏まえた流通・サービスの工程プログラム化 等の事業を実施した際、必要な経費について助成を行う。 (2)ビジネスモデル化支援事業 上記(1)の事業を効果的かつ効率的に実施できるよう、 ① 実証事業の事業計画についての検討・助言及び実施結果についての分析及び評価等 ② 国産水産物の品質特性の調査 ③ 地域ブランドの保護（商標等）の可能性の検討 ④ 他産業における物流マネジメントの調査と水産物流通への応用方策の検討 ⑤ 既存のビジネスモデル特許の調査、水産物流通・サービス工程のプログラム化の検討 等の事業を実施した際、必要な経費について助成を行う。	【政策分野】 水産業の健全な発展 【政策目標】 消費地と産地の価格差の縮減：4.00倍以内確保（毎年度） 【政策手段による達成目標】 新たな需要創造による水産物の品目数：15品目（19年度）	○事業の実施状況	1 成果目標に対する実績：－ 2 取組状況 (1) 実証事業では、6件の事業主体が平成17年度より新製品開発等の取組を行っており、現在は実証試験段階のため、未だ確立された成果はないが、平成17年度では、消費者ニーズの把握、新製品の開発及び供給試験、効率的な流通の確立に向けた実証試験、地元の加工業者や大学関係者との連携体制の構築等の取組が実施された。 (2) 支援事業では、先端的な流通事例、ビジネスモデル特許、ビジネスモデル実用化、品質特性等に関する調査を実施しているところであり、平成17年度では、水産業協同組合等による先進的な流通事例、水産分野におけるビジネスモデル特許、水産物の粗脂肪量の測定データの収集・解析等の調査を行った。	【有効性の改善、効率性の改善】 産地価格の上昇による漁業者の収入確保や流通マージンの削減等の課題の解決のためのビジネスモデルの確立は基本的には民間の創意工夫により行うべきであるものの、現状では水産業協同組合における商品開発力は低く、経営基盤も悪化していることから、本事業について国が一定の関与を行う必要性は認められる。 しかしながら、消費地と産地の価格差の縮減は十分に進んでいない状況にあることから、流通マージンの削減も含めた水産流通のあり方についての抜本的な施策の改善が必要となっており、本事業についても、それに即した有効性及び効率性の改善が必要である。

No.	政策手段名等	内 容	得ようとした効果 (達成目標)	把握した効果		評価の結果
				方 法	得られた効果	
21	バイオマス生活創造構想事業 【予算額】 16年度：1,164百万円 17年度：1,038百万円 【執行額】 16年度：243百万円 17年度：436百万円	バイオマスプラスチックの利活用を推進するため、モデル事業の枠組みの中で技術実証等の目標を設け、3ヵ年(平成16～18年度)にわたり計画的に以下の取組を実施するため、民間団体、企業等への支援を行う。 1 バイオマスプラスチック(ポリ乳酸)の生産効率向上 ① バイオマスプラスチックの製造コストの低減に向けた技術開発 バイオマスプラスチックをより少ないエネルギー(熱・電気)で製造する技術開発を実施。 ② 技術・研究開発、需要喚起の進捗状況を踏まえたバイオマスプラスチックの技術実証施設(①で開発した技術の実用化を目指した実証施設)の整備 2 バイオマスプラスチックの認知度の向上 ① 全国レベルでのバイオマスプラスチックの普及 バイオマスプラスチックの製造コスト分析、市場規模算定、バイオマスの表示(バイオマスマーク)についての検討等を行うとともに、パンフレット作成・配布などを実施。 ② 地方レベルでのバイオマスプラスチックの普及 地域において農業資材、食器やゴミ袋等のバイオマスプラスチック製品を導入する際の支援を実施。	【政策分野】 - 【政策目標】 - 【政策手段による達成目標】 1 バイオマスプラスチックの生産効率向上 事業実施前(平成15年度)のバイオマスプラスチックの生産効率を基準(=1.0)とし、事業が終了する平成18年度には生産効率を1.3に向上させる。 2 バイオマスプラスチックの認知度の向上 事業終了時、バイオマスプラスチックの認知度を50%に向上させる。	① バイオマスプラスチックの生産効率 ② バイオマスプラスチックの認知度	1 バイオマスプラスチックの生産効率(平成17年度) 成果目標：1.2 実績：1.3 (ただし、実績については実験室レベルでの推定であり、18年度は実証施設を整備し、これを稼働させることにより実証レベルでの検証を行う必要がある。) 2 バイオマスプラスチックの認知度(平成17年度：インターネット調査(18年2月実施)による) 成果目標：40% 実績：35% (「聞いたことがある」人の割合)	【有効性の改善、検証の継続】 本事業は、地球温暖化防止、循環型社会の形成、競争力ある戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化に資する先進技術の開発・普及のモデル事業であり、国が行う必要性は認められる。 生産効率向上に係る技術開発については、実験段階での効果は得られているものの、実証レベルでの効果発現に向けて、有効性を改善する必要がある。 効率性の高い技術を開発したことや実績による予算の重点化等により効率性の高い予算の執行に努めている。 平成18年度には本事業が終了することから、今後は、バイオマスニッポン総合戦略の目標達成に向けて、本事業の成果を活用し、その取組を一層推進すべきである。

(注) 農林水産省から送付された評価書を基に当省が作成した。